

「ダンス規制法」(風営法)の改正を求める意見書の提出について

「ダンス規制法」(風営法)の改正を求める意見書を次のとおり提出する。

平成26年3月17日提出

提出者 市 会 議 員 全 員

平成 年 月 日

衆議院議長, 参議院議長, 内閣総理大臣,
総務大臣, 国家公安委員会委員長 宛て

京 都 市 会 議 長 名

「ダンス規制法」(風営法)の改正を求める意見書

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(以下「風営法」という。)は、終戦直後の昭和23年に規制された当時の「売春防止」を目的とした規制の枠組みを引き継いで、「善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する」ということから、現在もダンスを規制対象にしている。そのため、公共施設における社交ダンス教室でさえ、風営法の規制対象となるなど、様々なひずみが生じている現状である。

現在、時代の流れとともに、ダンスを巡る状況は大きく変化し、社交ダンス以外にも多種多様なダンスが愛好されてきている。

文部科学省は、平成24年度からダンスを中学校体育の必修としたが、その指導に当たっても、「ダンスとは古今東西老若男女が楽しむ身体活動」と位置付けて、「表現や踊りでの交流を通して仲間とのコミュニケーションを豊かにする」とし、また、授業では「ロックやヒップホップなどのリズムの曲を組み合わせ」、「つい踊りだしたくなるような状況を作りましょう」と、指導計画の作成例に示してある。

ダンスカルチャーは、世界的にも市民権を得ており、オリンピックの開会式でもディスクジョッキー(DJ)が登場している現況である。

よって国におかれては、風営法のダンスを理由に規制している部分に関し、現代の社会背景に合わせて見直されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。